

○サイバー対処能力検定に関する要綱

令和元年 9 月 1 9 日

山口生環第 2 5 6 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、サイバー対処能力検定（以下「能力検定」という。）の実施について必要な事項を定め、警察職員のサイバー犯罪等への対処に必要な能力の習得を図り、戦略的な人事配置、人材育成等に資することを目的とする。

(能力検定の区分)

第 2 条 能力検定の区分は、初級、中級及び上級とする。

(能力検定の実施)

第 3 条 初級及び中級の能力検定は、山口県警察が実施する。

2 前項の能力検定は、年 1 回以上実施する。

3 第 1 項の能力検定の細目及び実施の時期、場所、方法その他必要な事項は、別に定める。

4 上級の能力検定は、警察庁が実施する。

(受検資格)

第 4 条 能力検定の受検資格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 初級 全ての警察職員

(2) 中級 初級の資格を取得した警察職員

(3) 上級 中級の資格を取得した警察職員

2 前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、警察本部長は、受験資格を別に定めることができる。

(受検手続)

第 5 条 能力検定の受検を希望する職員は、所属長に申し出るものとする。

2 所属長は、前項の規定による申し出を受けたときは、別に定めるところにより生活安全部サイバー犯罪対策課長（以下「サイバー犯罪対策課長」という。）に申請するものとする。

(合格基準)

第 6 条 能力検定の合格基準は、得点の合計数が満点の 1 0 0 分の 7 0 以上とする。

(能力検定の免除)

第 7 条 別に定める要件を満たし、警察本部長が特に必要と認めた者は、初級又は中級の資格を取得したものとみなす。

(合格資格の更新)

第 8 条 中級の能力検定に合格した者（前条の規定により中級の資格を取得したものとみなされた者を含む。）は、別に定めるところにより、その合格資格の更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

(合格者の通知)

第 9 条 サイバー犯罪対策課長は、所属長に対して、当該所属の能力検定の合格者を通知するものとする。

(不正行為への対応)

第10条 受検者が、受検中に不正行為を行ったときは、直ちに受検を中止させるものとする。

2 能力検定の合格者が、受検中に不正行為を行っていたことが明らかになったときは、当該合格を無効とする。

(管理)

第11条 サイバー犯罪対策課長は、合格者の状況を明らかにするため、合格者台帳を備え付けるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月25日から施行する。

附 則

(令和5年3月3日付け山口警務第157号山口県警察の組織改編に伴う関係例規通達の一部改正について(例規通達)による改正附則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月17日から施行する。